

令和4年5月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年5月20日(金)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時22分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

5番 田代英毅 委員 6番 中島俊男 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農用地利用集積計画について	109件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	11件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和4年5月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番、〇〇〇〇委員と議席番号6番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、会議書記につきましては、事務局の〇〇氏にお願いをいたします。

審議に入りますけれどもその前に、ちょっと報告をいたします。

30アールを超える転用案件については、佐賀県農業会議に意見を聞くというようなことが決められておりますけれども、先日、その審議をお願いいたしまして、令和4年4月の議案第4号、番号4と番号5の案件につきましては、今週の月曜日ですけれども佐賀市のほうの総合庁舎で開催されました佐賀県農業会議の常設審議委員会でお諮りをしたところ、異議なしという回答をいただいております。

以上、報告といたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請について1件、3筆ございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、市街化域内の農地であり農業経営基盤強化促進法での利用権設定ではなく農地法第3条での賃借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案につきましては、申請地は、平成15年に賃貸契約を結んでから今まで貸駐車場として利用されてきましたが、契約が終了した際に調査を行ったところ、地目が農地のままであったことが判明したため転用を申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は北側の溜め枡を経由して既存水路に放流される計画となっております。また、顛末書が添付をされてあります。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号の案件の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

5月18日、会長と私と〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。申請者は、賃貸契約を結び、隣接地と共に駐車場敷地として貸していましたが、契約が終了した際に土地を調査したところ、農地転用が必要であることが判明したため、今回申請に至ったものです。

今回の申請に伴い、土地の所有者は、転用申請を出されていなかったことについて深く反省しており、顛末書を提出されております。また、地元の区長、生産組合長からの同意も得てあります。

これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

はい、〇委員。

11番委員

〇です。ちょっと、事務局に確認なんですけど、これ、いわゆる追認に当たるんじゃないかと思うんですが。今まで、私が定例会に出席して何件か、後から後からちゅうことで許可をしてると思いますが、事務局のほうで農地という形で場所とかは把握されてると思いますが、こういう、今、農地がどういう利用をされているかっていう調査っていうのはしないんでしょうか。

農地パトロールでは、遊休農地等の確認はしておりますけど、これ結構、追認出てきますよね。一回、これは調査しないと。本当に農地として利用されてるのか、転用を出さずにほかの目的で利用されているのかっていうのは、調査というのはいできないんでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

すいません、過去の分でどういう、そういったことについて調査をしていたかっていうことについて、今後ちょっと調査させていただいて、こういう調査ができないかということの提案については、事務局で一度、検討させていただきたいと思ひます。

すいません、お答えになってないかもしれませんが、ちょっとお時間をいただければというところで回答とさせていただきます。

申し訳ございません。

議長

ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

5 番委員

5 番、〇〇です。質問なんですけれども、この申請者の方は、今回、駐車場として利用、賃貸をされていて、申請書については転用許可申請をするのを失念していたということなんですかね。どうして失念していたか、そういったところの理由というのは、何か顛末書に書かれているのでしょうか。

議長

はい、事務局のほう、お願いします。

事務局

顛末書のほうに記載してあるところにつきましては、所有者の方からは、賃貸契約をしている部分についてされているものという認識をしておったというような記載でありまして、なぜというところまでは、ごめんなさい書いてないところであります。

本件につきまして、申請人のほうの意見といたしましては、ここを駐車場敷地として貸し出しをしているところで、もともとここが転用許可を得ているものと思っていたという判断のもとで、そのままの状態にしておりましてということで意見を述べてあります。

本人さんが、そのように解釈をしていたということで、経緯として説明をされております。

以上でございます。

5 番委員

すいません、そうすると必要性は、理解はしていたし手続もとっていると思っていたけど、実際はできていなかったという御説明になるわけなんですかね。

事務局

そうでございます。

5 番委員

もし、分かればですけれども、相続とかで引き継いだとか、何か御自身で手続をしていると勘違いしていた理由っていうか、そういった手続をしていたと勘違いしていた理由のようなことは、何か確認されているのでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

貸駐車場敷地として過去に転用を周りのほうでされてあって、その分で駐車場という形に整理したと思い込んでいたというような内容で聞いております、その部分につきましては。

5 番委員

その部分につきましては、この部分の申請が漏れてたというような感じなんですかね。分かりました。

議長

はい、〇〇委員。

10番委員

近くで長く見ていた場所なんですけれども、大きな木がたくさん植えてありまして、その部分が今度きれいに更地になってるんですね。その部分じゃなく、入り口の部分が転用しなかったということだったですよ。

今までは見えなかった部分、それが見えてた部分っていうか、大きな木を切って、そこに車が止まってたんですね。入り口の部分に抜けがあったというふうに理解しております、私のほうが確認をいたしましたときですね。今まで利用されてたときは、トラックが出入りしてましたけれども、入り口だけが抜けていた、そういうふうな申請になっているかと思って、現地を確認させていただきました。

議長

はい、ありがとうございます。

この問題、やっぱり後手後手に回っての件が、度々申請されておりますけれども、このような件、やっぱりここはどうかというところ、やっぱり再調査をしたほうがいいかなと思わなくはないですね。

どうしても、見ても全然分からないというところは、ちょっと調べようがないですけども、ちょっと怪しいかなというところですね、〇委員のおっしゃったとおり、ある程度の範囲内は再確認を、事務局のほうでさせていただくというふうな検討を今後させていただきたいと思います。

ほかにございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について2件、2筆でございます。

議案第3号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第3号、番号1についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は、道路事業により敷地を収用され駐車場が不足しており、このままでは営業に支障が生じるため、収用される土地の代替地として隣接地の宅地と併せて駐車場として転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりでございます。参考事項の排水計画の雨水は、西側、東側の水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、残高証明書が添付をされております。

5ページに位置図、それから6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第1種農地の立地基準では原則不許可となっておりますが、例外許可として既存の施設の拡張という事項がございます。今回の申請は、申請地北側の事業用地の拡張であるため、農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第3号、番号1の案件の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

3番委員

3番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

5月の18日に、会長と私と〇〇委員、〇推進委員、それと事務局で現地を確認させていた

できました。

今回の申請地につきましては、〇〇町というところですが、この地図の5ページになりますけれども、拡大図のほうで見ていただくとちょっと分かりにくいですが、広域図を見ていただきますと、今、〇〇地区の物流団地がありますけれども、そこからずっと今度南側にですね、その道の幅ぐらい市道が拡張されて、そのまま今度、味坂スマートインターへのアクセス道路につないでいくという工事を今、してあります。

そこで、今回、申請地につきましては、この571番のところでございますけれども、家と畑と隣接している状態でもろに引っかかる、約9メートル拡張、道路にしますので、立ち退きという形になっております。

今回、譲受人の〇〇〇〇さんのほうも、そのまま9メートル引っかかるというような状況で、敷地の縮小がされております。今回、敷地の縮小に伴って駐車場等が不足するというところで、この申請地の部分、121平方メートルの分を一体利用として駐車場で使いたいということでございました。

また、排水関係につきましても地元の区長なり生産組合長等の同意も得ておりますし、今回新たに道路が新設されるという、拡張されるということで、排水のほうもこの東側のほうにも新たに作るということで、特に問題ないというふうに思います。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございます。

ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

7番委員

すいません、〇〇でございますけど、実は私も同席させてもらったんですが、この資料でちょうど5ページ、実際はもう6ページのほうで見てもらったほうがよく分かるかと思えますけれども。横に、左側ですけど、これからいきますとちょうど西側になりますけれども、道がございます。これ農業用道路なんです。その横に、実は水路がございます。

これ農業用の水路で、これは井堰から直接水を流す、要するに湧水のほうですね。その水路が流れています。よくですね、そのまま何もなければパイプに変えてしまうっていう、そういうような形がございます。この場合は、こういうような形になりますと、それだけは。

やはりパイプでしますと必ず土砂が入りますんで掃除をしなくちゃいけない、そのときですね、パイプだったらできないんです。だから、こういうようなところがあった場合は、今回もちょっと向こうでもお話させてもらったんですけれども、パイプは上を、どこでも渡

られるようになりますから非常にいいんでしょうけれども、こちらとしては、その用水を使う限りはちょっと認めていません。たまたま私、井堰の関係もやっていますんで分かりますけれども。非常に大変なんですね、掃除するのが。

これ、どこもしてくれません。市も、何もしてくれません。

だから、そういうようなこともありまして必ずこの水路に関しては、ちょっと厳しいかもしれないですけど、そんな形で、単なる水のパターンだったらいいんですけども、パイプを使うことは遠慮というか、もう禁止させていただきたいという考えでございます。

これ、別のところでもありまして、実は〇〇〇病院、あのときもちょっとありましたけれども、それはもうシャットアウトしてます。できないってそれは、やってくれるなということで。そんな形でございますので、もし事務局のほうでもその関係、あった場合は、ぜひともその辺、確認をとっていただきたいと思います。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

本件につきましては、西側の水路はあくまで用水路ということでございますので、上に蓋がかぶる、暗渠にするということがないようにという御意見でございました。

ありがとうございました。

ほかにございましたら、どうですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号、番号2についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲渡人から孫である譲受人への分家住宅建築のため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりでございます。参考事項の排水計画の雨水は、南側の既存水路に放流される計画となっております。

8ページに位置図、9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可基準といたしましては、第1種農地の立地基準では、原則不許可となっておりますが、例外許可といたしまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものという事項がございます。

今回の申請は、申請人の分家住宅であり、集落にも接続しているため、農地転用は許可し得ると判断をいたします。そのほか、都市計画法第43条第1項の開発許可の申請は、提出済みとなっております。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。それでは質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番委員の〇〇でございます。担当委員として一言申し上げます。

先般、5月の18日、会長と私、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしましたところです。今回の申請地は、〇〇町に所在する農地でございます。

申請者は、現在住んでいる賃貸アパートが非常に狭くなってきたことや、将来的に祖母や母親の面倒を見ていくため、実家に近い申請地に分家住宅を建設するため、今回申請に至ったわけでございます。また、地元の区長、生産組合長、水利組合長からも同意を得ております。

これらの点から、今回の農地転用の申請につきましては、特に問題はないかと思われま

す。以上、担当委員会の意見となります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

よろしゅうございますかね。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について109件、235筆でございます。

議案第4号、番号1から番号109につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

そうしましたら、4ページから36ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により109件、235筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、26ページ、35ページ及び36ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

26ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が29万6,781.61平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積につきましては、作物名「水稻」、「麦」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が176件、26万447.61平方メートル、使用貸借権が27件、3万6,334平方メートルとなっており、総合計203件、29万6,781.61平方メートルと

なっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人86名、借人30名、申請枚数は86枚となっております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」での設定面積は記載のとおりでございまして、合計が4万3,426平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が25件、3万8,011平方メートル、使用貸借権が7件、5,415平方メートル、総合計が32件、4万3,426平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人22名、借人3名となっており、申請枚数は23枚となっております。

36ページを御覧ください。

このページは、26ページと35ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が34万207.61平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が201件、29万8,458.61平方メートル、使用貸借権が34件、4万1,749平方メートルとなっており、総合計が235件、34万207.61平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人108名、借人33名、申請枚数は109枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を求めますが、議案第4号、番号17、番号32から番号37及び番号52から番号54の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に該当いたしますので順次、委員の退席を求めます。

まず初めに、番号17の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1 番委員退室)

それでは、議案第4号、番号17の案件について質疑を求めます。
ないですね。

(発言する者なし)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。

議案第4号、番号17の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1 番委員入室)

次に、議案第4号、番号32から番号37について審議をいたします。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(6 番委員退室)

議案第4号、番号32から番号37の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。

議案第4号、番号32から番号37の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

次に、議案第4号、番号52から番号54について審議をいたします。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(2番委員退室)

議案第4号、番号52から54の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号52から番号54の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(2番委員入室)

それでは次に、議案第4号、番号17、番号32から番号37及び番号52から番号54号を除く案

件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号17、番号32から番号37及び番号52から54を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第2号について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、37ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、38ページから40ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして11件、24筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第2号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局より報告をいたしましたので各委員のお目通し方、よろしく願いをいたします。

それでは次に、その他の事項で各委員の皆様から何かございましたら。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番、〇〇です。

事務局に問合せがあったらと思うのですが、今回非常に、この本日の会合の案件、農業

委員会の資料が来るのが、郵便が遅うございまして、心配をしたところでございます。もし、よければ、もう少し早めに家に着くようお願いをするところです。

郵便局の都合もございましょうけれども、その辺加味の上、私たちも農業をしながら資料も見なければならぬ、またほかに、区長さんや生産組合長さんにも、水利組合さんにも聞かなければならぬ事案もございまして、もう少し早めに届くようお願いをするところです。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

この件につきましては、市内でちょっと早く着くところ、若干遅くなるところがあるようでございますので、いかがか見計らって、早めに議案の発送等を今後検討して、早くなるようしたいということで考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございましたら。

ないですかね。

(発言する者なし)

ないようでしたら、事務局のほうから、何か。

事務局

そうしましたら、郵送でお送りしております資料2について、報告をさせていただきたいと思っております。

資料2のほうをお願いいたします。

このことにつきまして、今月の18日まで、市のホームページなどで意見の募集を行いました。御意見等はありませんでした。

それでは資料2の、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、御説明をいたします。

資料2、1ページを御覧ください。

まず1の農業委員会の状況でございますが、農林水産省統計に基づき、耕地面積が1,260ヘクタール、農林業センサス2020に基づく経営耕地面積が930ヘクタール、昨年実施した農地利用状況調査等により把握しました遊休農地の実数、農家台帳の総面積を記載しております。

また、農林業センサス2020に基づき、総農家数、自給的農家数、販売農家数、農業就業者数等を記載しております。

次に、認定農業者基本構想水準到達者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農経営については、農林課の調査により示しております。

次に、2、農業委員会の現在の体制ですが、令和2年度の改選後、新体制に基づいた委員数を記載しております。現在の農業委員等の任期は、令和5年7月19日までとなっております。

2ページを御覧ください。

2、担い手への農地の利用集積・集約化についての1の現状及び課題についてですが、管内の面積は、先ほど述べました、農林水産省統計による面積、これまでの集約面積は、担い手への集約面積について農林課への調査により記載しております。

つづいて、2の目標及び実績ですが、目標は前年の実績から記載しております。また、令和3年度の実績も農林課への調査により記載しております。集積に関しましては、935ヘクタールと前年と比べまして5ヘクタール減少しております。目標及び活動に対する評価としまして、本市の場合は、ほとんどの農地が担い手集約されており、これ以上の増加は困難であると思われる中で、高齢化等を理由に、大規模農家の離農、規模縮小が見られたものによるものと分析をしているところでございます。

3ページを御覧ください。

3、新たな経営を営もうとする者の参入等についてですが、過去数年は0件から1件の間を推移しておりました。令和3年度は、新たに1経営体の参入がありました。この計画等は、1年単位で作成するものですが、農業委員会としては、もう少し長いスパンで支援していきたいと考えておるところでございます。

4ページを御覧ください。

4、遊休農地に関する措置に関する評価についてですが、管内の面積は、農林水産省の統計による面積1,260ヘクタールに、前年度の遊休農地調査で把握した遊休農地9.7ヘクタールを加えたものでございます。

以上、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価についての御説明とさせていただきます。

この後、承認いただきましたら県に提示することになりますが、県から修正等がございましたら、その修正分を反映したところで再度この資料をお渡しすることになりますので、よろしく願いをいたします。

私のほうからは、以上になります。

議長

はい、ありがとうございました。

この調査につきまして、何か御質問等ございましたら。
よろしゅうございますかね。

(発言する者なし)

それでは、ただいま説明申し上げましたとおり進んでいきたいということで考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

事務局から、もう1点でございます。

御報告でございます。皆さん御存じだとは思いますが、本年2月に御審議をいただきました新産業集積エリアの農地転用につきましては、4月13日付けで佐賀県より許可が出ておりますので、以上御報告をさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。

ほかにないようでございますので、次回の農業委員会定例委員会につきましては、令和4年6月20日月曜日、午前9時30分より、ちょうど議会中でございますので、本庁2階の第1会議室で開催をする予定といたしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____